

『ひきこもり専門相談』のご案内

ひきこもりとは・・・

学校へ登校、アルバイトや仕事といった外との交流を避け、6ヶ月以上、自宅にとどまり続ける状態です。他者と直接的な交流を持たない外出（買い物、ドライブ）は可能なこともあります。

「ひきこもり」の状態であって、明らかな心の病気がない方は「社会的ひきこもり」と呼ばれています。

臨床心理士、保健師等による「ひきこもり専門相談」を行っています。秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

日時： 毎月第4月曜日 午前9時30分～11時30分（予約制）

※8月19日(月)のみ 午後1時～3時30分（予約制）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
22	27	24	22	※19	※30	28	25	※16	27	24	24

※8月、12月は、第3月曜日、9月は、第5月曜日です。

対象： 原則18歳以上で、心の病気がなく「社会的ひきこもり」の状態にある方とその御家族、関係者の方（相談員、保健師、市町村職員など）

場所： 東松山保健所（東松山市若松町2-6-45）

利用方法： 予約制です。事前にご連絡ください。
費用は無料です。

連絡先： 東松山保健所 保健予防推進担当（精神保健担当）

☎ 0493-22-0280 ☎ 0493-22-4251



6月1日は「人権擁護委員」の日です。

人権擁護委員は、自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とし、市町村長から推薦された委員を法務大臣が委嘱します。

東松山人権擁護委員協議会では、「人権擁護委員の日」の行事として、人権に関する特設人権相談所を開設しますので、ぜひご利用ください。相談料は無料で秘密は厳守します。

日時 平成25年6月3日(月)

午前10時～午後3時まで

場所 嵐山町役場 3階 総合相談室

担当 東松山人権擁護委員協議会所属
人権擁護委員

問合せ 東松山人権擁護委員協議会事務局

(さいたま地方法務局東松山支局内)

☎22-0379



こども医療費支給制度

●対象となるお子さん

町内に住所を有し、医療保険制度に加入している満15歳に達した日以後最初の3月31日までのお子さん。

●対象となる医療費

保険診療でかかった医療費の自己負担額が対象となります。

※保険外の健診や予防接種は対象外ですが、入院時の食事代は対象となります。

※医療費が高額になり、加入している健康保険組合等から高額療養費や附加給付金などの払戻金があった場合はその分を控除して支給します。

ひとり親家庭等医療費支給制度

●対象となる方

離婚、死別、遺棄などの理由にある母（父）子家庭等の児童（18歳に達した日の属する年度末まで。ただし、一定の障害のある児童は20歳未満まで）及び母（父）又は養育者。

●対象となる医療費

保険診療でかかった医療費の自己負担額が対象となります。

※保険外の健診や予防接種は対象外ですが、入院時の食事代は対象となります。

※医療費が高額になり、加入している健康保険組合等から高額療養費や附加給付金などの払戻金があった場合はその分を控除して支給します。

※所得制限があり、本人あるいは扶養義務者が制限を超えている方及び所得未申告の方（扶養義務者を含む）

は、当該年度の医療費の支給を停止します。

《自己負担金について》

通院→ひと月1,000円

入院→1日1,200円

いずれも医療機関ごと、1人につきです。

(ただし市町村民税非課税者についての自己負担金はありません。)



●学校でけがをした場合

学校で加入している保険（スポーツ振興センター）に、災害報告の申請をしてください。その場合、こども医療費の申請はできません。

※こども医療費支給後に災害給付を受けていたことが判明した場合は返還していただきます。

●医療費支給申請の方法

①病院の領収書を医療機関ごと、診療月ごとにわけて診療月の翌月以降申請してください。

②町内の医療機関を受診された場合は、申請書を医療機関に預けることもできます。

③申請書はふれあい交流センターまたは郵送により提出することもできます。

町のHP (<http://www.town.ranzan.saitama.jp/>) に医療費の様式（Word版、PDF版）がありますのでご利用してください。

医療費支給を受けるためには、受給者登録が必要になります。未登録の方は、必要書類をご確認のうえ、登録手続きをお願いいたします。

問合せ こども課 こども担当 ☎62-0823